

改正概要説明書	
国名：ニュージーランド	法令名：意匠規則
改正情報：2011年意匠改正規則(SR 2011/75)により改正された2011年4月19日での1954年規則(SR 1954/224)	
<p>改正概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意匠の出願手続をはじめとする特許庁への書類の提出その他の通信方法についてについて、電子的方法(オンライン)を採用するために関連する規定について所要の改正及び規定の新設を行った(規則 2, 2A 部等)。 2. 意匠に係る手数料の納付についても電子的方法(オンライン)によって手続を行うことができるように改正された(規則 5, 7 等)。 3. 出願人は、意匠登録証の発行時期を遅らせることにより意匠の公開時期を遅らせることができる規定を新設した(規則 20A)。 4. 意匠出願が放棄されたとみなされた場合に意匠出願の回復の請求手続についての時期及び要件並びに第三者の保護に関する規定が新設された(第 8A 部, 規則 40A-40C)。 5. 意匠登録によって生じた著作権の存続期間は5年ずつ2回延長できる。旧規則では、1回目の延長手続きと2回目の延長手続きが別個の規則に規定されていたが、規則 41 に統合された(規則 41 の改正と規則 42 の削除)。 6. 意匠登録によって生じた著作権の存続期間の延長を怠って失効した著作権の回復の請求手続についての時期及び要件並びに第三者の保護に関する規定が新設された(第 9A 部, 規則 44A-44C)。 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則 1 (名称, 施行及び編成) <p>旧規則は名称を「1999年意匠規則」と称して「1954年意匠規則」(主たる規則)の一部を構成するものとされていたが、改正後の本規則を「1954年意匠規則」そのものであるとの位置付けに変更した。また、改正後の規則は即日施行される旨を規定した。「編成」の用語を新たに使用しているが、実質的な変更はない。</p> ・規則 2 (解釈) <p>「局長のインターネット・サイト」の項目を新設し、「局長により、又は局長に代わり運営されるインターネット・サイト」と定義した。旧規則の「提出」の項目を「電子複製」</p> 	

及び「紙書類」へと項目変更し、「電子複製」とは紙書類の写しであって、電子的手段により送信・保存されるもの、「紙書類」とは目で見え、触知できる形態及び媒体で表示され又は複製された様式又は書類であるとの定義を設けた。また、「見本」の定義（意匠を適用した物品）を削除し、「見本」を提出等の対象外とした。

・規則 5 （納付形態）

旧規則は、手数料の納付につき現金納付の原則を規定していたが、原則として電子的手段で納付するよう改正された。

・規則 6 （郵便による納付）

旧規則は、郵便による送付の金銭については送付者の危険負担とされていたが、金銭に限らず郵便によってなされる納付は送付者の危険負担とされた。

・規則 7 （ニュージーランド以外からの納付）

電子的手段による納付を原則したのに伴い、外国からの送金はニュージーランドで即時換金可能なものとする旧規定を削除した。

・規則 8 （手数料納付期日の通知）

局長は納付期限を通知することができるが、通知しなかった場合でも責任を負わない旨の規定を削除した。

・第 2A 部 （電子的手段による規則の遵守）の新設

第 2 部の次に第 2A 部を新設し、以下に記す規則 7 から 8C までの 5 つの規則を設けた。

・規則 7 （この部で使用される定義）

「与える(give)」及び「情報又は書類」について定義し、電子的手段の対象となる行為と客体について定義した。

・規則 8 （局長と通信する手段）

局長と通信する手段に関し、対象となる情報、書類等、及び手段について規定された。

・規則 8A （電子的手段による連絡の署名要件）

対象となる署名、署名要件が満たされる場合等が規定された。

・規則 8B （局長は電子的手段により連絡することができる）

局長が情報若しくは書類を与え、又はいずれかの方法で連絡し若しくは通信する要件に

ついて規定した。

・規則 8C (この部と本規則残余部分との相互関係)

規則 8A(2) (a)の規定 (電子的手段による署名要件が満たされる場合として規定された、情報又は書類に署名することを求められた者が、局長のインターネット・サイトを使い、その者が使用する権限を有する同サイト上のアカウントにログオンすることにより情報又は書類を提供すること) が適用されない事項について規定された。

・規則 10 (書類の寸法等)

本規則は紙媒体を利用する場合の紙質や寸法を規定しており、この点には変更はないが、改正により、電子複製の場合も左端部に 5 cmの余白を設けた A4 版で片面のみに印刷できるものとする規定を追加した。

・規則 11 (パートナーシップ及び法人による提出書類の署名)

パートナーシップによる提出書類には、旧規則ではパートナーの名称を完全な名称で含まなければならない、かつパートナー全員又は代表者、又は書類に署名することを委任されている者が署名する旨を規定していたが、改正により、パートナーの名称を完全な名称で含むこと及びパートナー全員の署名についての部分が削除され、パートナー又はパートナーに代わり書類に署名することを委任されている者が署名すればよいこととなった。

・規則 13 (代理人への委任)

本規則は代理人の指定について委任状の提出を要する旨規定するが、改正により、委任状は紙書類のみならず電子複製でも提出できる項目を追加した。

・規則 16 (通信の宛先)

意匠に関する特許庁宛の通信は、旧規則では特許庁意匠局長宛にすべき旨が規定されていたが、改正によりこの規定を削除した。

・規則 20A (出願人は登録証発行の遅延を請求できる)

改正により新たに規則 20A を設け、出願人は意匠登録証の発行を出願から 15 カ月の期間遅らせるよう請求でき、局長は裁量でこれを認めることができる旨を規定した。登録された意匠の内容は意匠登録証の交付後に公衆の閲覧に供されるため(意匠法第 30 条(1))、出願人が公衆の閲覧に供される時期すなわち公開時期を遅らせることを可能にする趣旨である。

・規則 22 (複数の物品に係る同一意匠の別個出願)

複数の物品に係る同一意匠の出願は物品ごとに別出願としなければならない旨の規定を改正後は項を分けて規定し直したもので、実質的な変更はない。

・規則 23 (陳述すべき物品の名称及び意匠の新規特徴)

本規則(3)は、新規性について局長から疑義を呈された場合の意見陳述を意匠の表示又は見本に裏書きしなければならない旨を規定していたが、改正により電子的方法による提出を認めたことからかかる規定を削除した。

・規則 25 (提出すべき意匠の表示)

旧規則 25 は、出願に係る意匠の表示(図面又は見本)を4部提出すべき旨及び局長はいつでも追加の図面等を要求できる旨を規定していたが、改正後は、部数の指定を削除し、かつ旧規則 26 の組物の意匠の場合の意匠の表示は各構成物品について提出すべき旨の規定が追加された。

・規則 26 (意匠の表示を提供する方法)

旧規則は組物の意匠の表示について規定していたが、改正後はこの規定を規則 25 に移行し、意匠の表示は原則として電子ファイルによるデジタルイメージとして提供すべきとの規定に変更された。

・規則 27 (作成)

旧規則は意匠の表示を紙媒体で提出するための作成方法を詳細に規定していたが、改正後は電子的方法によるデジタルイメージの作成方法についての規定に変更された。作成媒体は異なるが規定の内容に実質的な変更はない。

・規則 28 (見本)

旧規則は、繊維製品、壁紙、レース等の平面的な物品を見本として台紙上に貼り付けられる場合以外の物品は、見本でなく図面による表示で提出すべき旨を規定していたが、改正によりこの規定を削除した。

・規則 29 (語、文字又は数字)

旧規則は、意匠の本質でない文字等が表されていた場合は意匠の表示又は見本から取り除くべき旨を規定していたが、改正後はデジタルイメージによる表示を原則とするため、文字等が表される対象から「見本」を削除した。

・規則 30 (表面繰返し模様)

旧規則は、表面繰返し模様に係る意匠の表示の寸法を長さ 17cm, 幅 12cm 以上と規定していたが、改正後はデジタルイメージによる表示を原則とすることにより、この寸法表示を削除した。

・規則 34 (要件)

旧規則では、条約出願において提出されるものを「表示又は見本」と規定していたが、改正後はデジタルイメージによる表示を原則としたことにより「表示」のみとし、見本を提出対象から除外した。

・第 8A 部 (意匠出願の回復)

旧規則には規定されていなかった「意匠出願の回復」について第 8A 部を新設し、規則 40A, 40B, 40C を設けた。

・規則 40A (放棄された意匠出願の回復請求)

ニュージーランド意匠法は、出願人の帰責事由により登録できなかった意匠出願は放棄されたとみなされる(第 7 条(4))。かかるみなし放棄の場合につき、みなし放棄から 30 月以内に意匠出願の回復請求ができる旨規定した。

・規則 40B (異議申立通知の期間)

回復請求に対する異議申立は回復請求の公告後 2 月以内に行うべき旨を規定した。

・規則 40C (意匠を利用する者の保護)

回復した意匠を利用する第三者に利用を継続できる保護の要件について新たに規定した。

・規則 41 (著作権存続期間の更なる 5 年間の延長)

ニュージーランド意匠法は、意匠登録に伴ってその意匠に係る著作権が付与される法制を採用している(第 11 条)。そして登録意匠の著作権は登録日から 5 年ごとに 2 回、最長 15 年まで延長できる(第 12 条)。旧規則は登録日から 5 年目の第 1 回目の延長(第 2 期, 登録日から 5~10 年)の申請様式を規定していたが、改正後は旧規則 42 に規定されていた第 2 回目の延長(第 3 期, 登録日から 10~15 年)の申請様式も併せて本規則で規定することとした。

・規則 42 (第 3 期)

旧規則では第 3 期の著作権存続期間(登録日から 10 年~15 年)への延長申請の手続につい

て規定していたが、かかる手続に関する規定を改正後の規則 41 に統合したのに伴い、本規則を削除した。

・ **第 9A 部** (登録意匠に係る失効した著作権の回復)

旧規則には規定されていなかった「登録意匠に係る失効した著作権の回復」について第 9A 部を新設し、規則 44A, 44B, 44C を設けた。

・ **規則 44A** (登録意匠に係る失効した著作権の回復請求)

登録意匠に係る著作権は延長手続をしなければ失効する(意匠法第 12 条)。しかし所定の手続をすれば回復することができる(同法第 41A 条)。かかる規定に関して、改正後の規則 44A は著作権の失効した日から 12 月以内に意匠登録に係る著作権の回復請求ができる旨を規定した。

・ **規則 44B** (異議申立の通知の期間)

回復請求に対する異議申立は回復請求の公告から 2 月以内にすべき旨規定した。

・ **規則 44C** (意匠を利用する者の保護)

回復した意匠を利用する第三者に利用を継続できる保護の要件についてそれぞれ新たに規定した。